

質 問 回 答 書

令和 6 年 9 月 6 日

業務名：宇土市多目的交流施設等整備工事基本設計・実施設計業務

No.	書類名称	頁番号	質問事項	回答
1	プロポーザル 実施要領	P.3	<p>4参加者の資格-(1)-ケ</p> <p>①国若しくは地方公共団体における延床面積500㎡以上の施設における用途変更とありますが、確認申請を伴う用途変更が必須となりますでしょうか。例として福祉施設から子育て支援施設等の用途変更は確認申請を要しません。このような設計実績でも認められると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>②また、用途変更の実績には平成26年4月以降の記載がないため、期限は無いと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>③上記実績を業務実績書に記載する場合、延床面積1,000㎡以上の公共施設を記入する様式しかございません。この書式に記入すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>①500㎡以上の用途変更は必須ですが、確認申請を伴ったものは必須としません。</p> <p>②用途変更の実績には、実施時期の条件は設けておりません。</p> <p>③様式第3号を修正しています。参加資格条件の実績となる建物概要は、様式第3号の事業内容欄に、代表する建物と併せて記入し、根拠資料を提出してください。なお、これらの実績と様式第6-1号（企業の実績）に記入するものは同一の実績でも、異なる実績でも構いません。また、様式第6-1号（企業の実績）に記載されたものを参考にプロポーザル実施要領 11 審査の評価基準等、(3) 評価の視点ア 業務実績に関する事項における、事務所の業務実績の評価を行うことに留意してください。</p>